

死亡退職金の入力方法

死亡退職金の入力方法（1/4）

● 相続税の非課税枠とは？

■ 概要

死亡退職金とは、亡くなった後3年以内に支給が確定した退職金、功労金その他これらに準ずる給与をいいます。なお、死亡後3年以内に支給が確定した退職金の中には生前に既に退職して死亡後に支給額が確定した場合も含まれます。

死亡退職金は、被相続人の本来の相続財産ではありませんが、被相続人が死亡したために相続人等に支給されるものであることから、本来の相続財産と経済的実質は異なりません。そこで、死亡退職金は「みなし相続財産」として、相続税の課税対象とされています。

■ 相続税の非課税枠

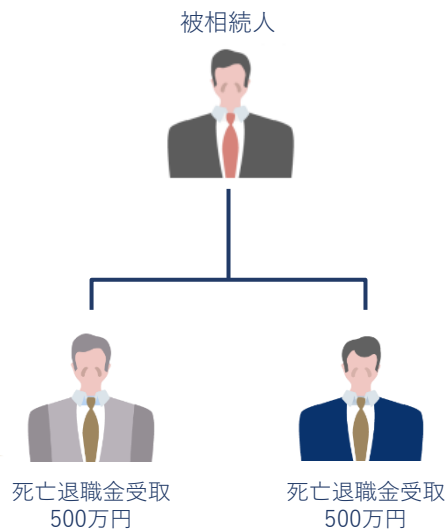
相続税の課税対象となる死亡退職金であっても、残された遺族の生活保障等の観点から、その全額が課税対象となるわけではありません。相続税法上、死亡退職金のうち一定の金額には相続税がかからない非課税とする規定があります。相続人が受け取った死亡退職金は、非課税限度額（500万円 × 法定相続人の数 = 非課税限度額）を超える金額が相続税の課税対象となります。

相続税の非課税枠

$$\text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

長男が500万円及び次男が500万円の死亡退職金を受け取った場合には、**長男及び次男の受け取った死亡退職金は全額非課税となる。**

$$500\text{万円} \times 2\text{人（法定相続人の数）} = 1,000\text{万円}$$



死亡退職金の入力方法（2/4）

● 退職金の計算方式は？

■ 計算方式

原則、法人は役員退職金をいくら支給しても問題はありません。ただし、税務上退職金額のうち「不相当に高額」な部分は、損金に算入することができません。

「不相当に高額」かどうかについて、具体的な計算方式は法律で定められておりませんが、過去の裁判例では退職金の算定方式として報酬月額方式が多々使われております。

報酬月額方式（功績倍率方式）とは、次の計算式で示されます。

$$\text{役員退職金} = \text{報酬月額（勇退時）} \times (\text{勇退年齢} - \text{役員就任年齢}) \times \text{功績倍率}$$

■ 功績倍率

上記計算式に使用する**功績倍率**ですが、「その法人と同種の事業を営む法人で、その事業規模が類似するものの役員退職給与の支給状況」のデータを収集して「功績倍率」を算定したうえで、上記計算式に当てはめて退職金を算定するのが一般的となります。ただそのようなデータを収集するのは極めて困難です。どこまでが類似法人に該当するのかも判断に困ります。

そこでこの**功績倍率について、過去の裁判（昭和55年東京地裁判決）で課税庁が主張し、最終的には最高裁で支持された下表の役職別功績倍率が一般的に取り入れられております**。またこの功績倍率は国税庁が主張している数値のため、税務調査の際に不相当に高額な金額であるといった指摘を受けるリスクが格段に減ります。

功績倍率の参考値 (東京高裁昭和56年11月18日判決)	
社長	3.0倍
専務	2.4倍
常務	2.2倍
平取締役	1.8倍
監査役	1.6倍

死亡退職金の入力方法（3/4）

● WMWにおける報酬月額方式（功績倍率方式）の入力方法は？

死亡退職金入力

現在在籍状況を入力してください。

試算方法 ☒ 必須 ☐ 固定予測 ☐ 勤務状況 ☒ 報酬月額方式

名称

報酬月額 ☒ ① 必須 円

報酬月額上昇率(年) ☒ ② 必須 %

在任開始年齢 ☒ ③ 必須 歳

予想功績倍率 ☒ ④ 必須 倍

支給上限設定 ☒ ⑤ 必須 円

勇退年齢 ☒ ⑥ 必須 歳

相続人 ☒ ⑦ 必須 選択

資産区分

退職時点の役員報酬月額を把握している場合には、
①勇退時の役員報酬月額
②0%と入力することにより、算定が可能

左画面の入力により算定される役員退職金の計算式のイメージ

- (1)①報酬月額：1,000,000円
 (2)②上昇率を加味した勇退時の報酬月額：1,347,849円（毎年1%上昇した金額）
 (3)報酬月額方式
 $(2) \times (4)3\text{倍} \times ((6)70 - (3)40) = 121,306,402\text{円}$
 (4)役員退職金額
 $\text{Min} ((3)121,306,402\text{円}, (5)300,000,000\text{円}) = 121,306,402\text{円}$

No.	項目	入力内容
①	報酬月額	役員に就任した際の役員報酬月額を入力する
②	報酬月額上昇率	在任から勇退までの役員報酬の上昇率を入力する
③	在任開始年齢	役員に就任した年齢を入力する
④	予想功績倍率	参考値（社長3.0・専務2.4・常務2.2・平取締役1.8・監査役1.6）詳細は前頁参照
⑤	支給上限設定	任意の金額を入力する（法人が役員退職金を最大で支給できる範囲の金額など）
⑥	勇退年齢	役員を勇退する年齢を入力する
⑦	相続人	死亡退職金を相続する相続人を選択する

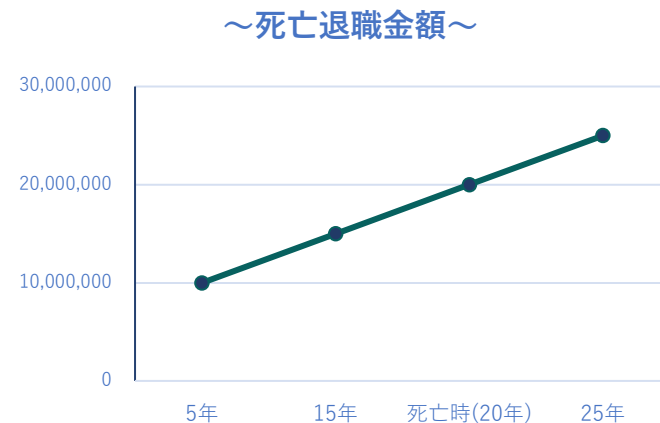
死亡退職金の入力方法（4/4）

● WMWにおける固定予測の入力方法は？

死亡退職金入力

現在在籍状況を入力してください。

試算方法	必須	☒ 固定予測 ☐ 勤務状況 ☐ 報酬月額方式
名称	固定予測テスト	
入社年齢	必須	35 歳
死亡退職金1	必須	5年目 10,000,000 円
死亡退職金2	必須	15年目 15,000,000 円
死亡退職金3	必須	25年目 25,000,000 円
退職年齢	必須	55 歳
相続人	必須	法定相続人 選択
資産区分	みなし相続	



左画面の入力による固定予測の死亡退職金は20,000,000円となる。

WMWにおける死亡退職金の固定予測の計算式は、下記となります。

(1) 死亡時期 $\leq$ 入社年齢 + 受取期間1

$$\text{死亡退職金} = \text{受取額1} / \text{受取期間1} \times (\text{死亡年齢} - \text{入社年齢})$$

(2) 入社年齢 + 受取期間1 < 死亡時期 $\leq$ 入社年齢 + 受取期間2

$$\text{死亡退職金} = \text{受取額1} + \text{受取額2} / \text{受取期間2} \times (\text{死亡年齢} - \text{入社年齢} - \text{受取期間1})$$

(3) 入社年齢 + 受取期間2 < 死亡時期 $\leq$ 入社年齢 + 受取期間3

$$\text{死亡退職金} = \text{受取額2} + \text{受取額3} / \text{受取期間3} \times (\text{死亡年齢} - \text{入社年齢} - \text{受取期間2})$$

(4) 上記以外

$$\text{死亡退職金} = \text{受取額3} + \text{受取額3} / \text{受取期間3} \times (\text{死亡年齢} - \text{入社年齢} - \text{受取期間3})$$